

令和6年2月15日

広川町長 氷室 健太郎 様

広川町総合計画審議会
会長 光益 良洋

広川町第5次総合計画について（答申）

令和5年3月24日付け4広企企第509号により本審議会に対して諮問があった広川町第5次総合計画について、広川町総合計画審議会規則（昭和49年広川町規則第9号）第2条に基づき、慎重に審議を重ねてきたところであるが、基本構想、基本計画ともに原案の内容については概ね妥当なものと認められ、ここにその旨を答申する。なお、下記の事項に留意し、行政運営に努められるよう期待します。

記

1. 町民に対して本計画の周知を十分に行うとともに、本計画の推進にあたり、町政のあらゆる場面への町民の参画を促すとともに、町民と協働して広川町の地域資源の力を引き出し、豊かなまちづくりのため、効果的な施策の展開を図ること。
2. ますます加速する少子高齢化、全国的な災害リスクの高まりや様々な感染症の拡大、ICTの発展など、町民の暮らしは大きく変化し、地域のコミュニティのあり方も変容しつつある中、現状と課題を明確にし、町民のニーズに柔軟に対応した戦略的な施策を展開すること。
3. 本審議会の審議経過を十分尊重され、答申以外で出された意見・提案についても、パブリックコメントの結果とあわせて、さらに検討を行い事業に取り組むこと。
4. 社会のデジタル化・DXが急展開し、町民生活の利便性が向上する中、全ての町民がデジタル化の恩恵を享受できるよう、行政分野のDXを推進するとともに、情報格差の解消や情報の入手・利用が困難な方への支援を図ること。
5. 本計画の推進にあたっては、めまぐるしく変化する国内外の情勢や社会潮流を適切に把握し、計画の進行状況の確認、効果検証を不断に行い、施策を効果的かつ効率的に実行するよう努めること。